

平成28年（ワ）第210号 国家賠償請求事件

原告 又坂常人 外361名（1次291名+2次70名）

被告 国

準備書面（7）

平成30年5月31日

長野地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐藤 芳 嗣

同 安藤 雅 樹

同 山 岸 重 幸

他35名

1 はじめに

原告らは、訴状において、国（政府）による集団的自衛権行使等を容認する閣議決定（2014年7月1日、以下「26・7閣議決定」という）、及び国会における本件新安保法制法の立法行為等の行為が、国民の安定した立憲民主政に生きる権利又は利益を侵害する行為であり、これによって原告らを含む国民は多大な被害を蒙った旨主張した。この、「安定した立憲民主政に生きる権利又は利益」とは、基本的人権を保障された個人は、権力が憲法に従っているということを信頼できるような社会で生きる権利があること

を内容とするものであり、当該権利又は利益は、憲法13条によって保障されていると解される。

しかし、被告国は、答弁書において、原告らの主張を全面的に争うとし、安定した立憲民主政に生きる権利・利益について、抽象的かつ曖昧で具体的権利性を認めることが出来ない等と主張する（答弁書30, 31頁）。

そこで、原告らは、本準備書面において、これまで原告らが主張してきた、安定した立憲民主政に生きる権利・利益の侵害についての主張を敷衍して、原告らの主張の正当性につき、以下のとおりさらに具体的に述べることにする。

2 安定した立憲民主政に生きる権利・利益の法的性質・法的根拠

(1) 安定した立憲民主政に生きる権利・利益の権利内容

憲法は、人権保障を目的とし、その目的を果たすために、日本国憲法は、基本的人権のカatalogをもち、それを実現するための統治のシステムを構築している。そして、日本国憲法99条は、人権保障の統治システムとして、国家権力を行使する公務員に対し、憲法尊重擁護義務を課している。そのため、憲法上、国会議員は、憲法に違反する法律を制定してはならず、内閣は、憲法に違反する法律を執行してはならず、裁判官は、憲法に違反する国家行為が市民の権利を害することを法的に承認してはならない。これは、国家権力を制限し、個人の基本的人権を保障しようという、「立憲主義」の原理に基づく。

つまり、立憲民主政の下において、国民は、公務員が憲法にしたがって行動し、それによって自己の基本的人権が守られるという信頼の中で生きている。国民は、公務員が憲法を尊重し、立憲民主政が安定して運用されることに信頼がおける社会で生きる権利または利益、すなわち、「安定した立憲民主政に生きる権利または利益」を有しているのである。

これは、立憲民主政の根幹を成す権利または利益であり、基本的人権保障の基底的な権利として、個人の尊重、幸福追求権を定めた憲法13条で保障され、また、統治システムの面からは、憲法99条の公務員の憲法尊重擁護義務によっても根拠づけられる権利といえる。

(2) 安定した立憲民主政に生きる権利・利益の具体的権利性

被告国は、この安定した立憲民主政に生きる権利・利益について、具体的権利性を認めることが出来ないなどと主張する。

確かに、安定した立憲民主政に生きる権利・利益について、憲法上明文で具体化した規定は存在しない。しかし、(1)で述べたように、同権利・利益は、憲法13条や憲法99条によって根拠づけられる権利・利益であり、また、一般的には抽象的権利として存在するとしても、ある一定の要件を満たすのであれば、裁判規範性をもつことを妨げられない具体的権利性が認められる場合があるというべきである。

すなわち、立法行為についてみると、違憲であることが憲法の文言上も、歴史的文脈からも、多くの専門家の目からも一見して極めて明白であり、しかもそのことが、国会議員に対し明らかに指摘されていたにもかかわらず、国会があえて違憲の立法を行うというような極めて例外的な場合には、国会議員は憲法に従うはずだという国民の信頼、立憲民主政の基盤そのものが決定的に脅かされ、安定した立憲民主政に生きる権利への侵害が現実のものとして具体化し、裁判規範性をもつ具体的権利性が認められる。安定した立憲民主政に生きる権利の侵害は、国民個々人の基本的人権保障の前提が侵されているという意味で、具体的な権利・利益の侵害が現に出現しているからである。

このように、安定した立憲民主政に生きる権利ないし利益への侵害がなされた場合、法律内容の違憲性とは別に、一見して極めて明白に違憲な内容の法律を制定した国会議員の立法行為自体が、国家賠償法1条1項の規定の適

用上、違法の評価を受けるというべきである。これは、昭和60年判決（昭和60年1月21日第1小法廷判決・民集39巻7号1512頁）がいう、「立法の内容が憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会があえて当該立法を行うというごとき、容易に想定し難いような例外的場合」にあたるということでもある。

3 原告らを含む国民の安定した立憲民主政に生きる権利・利益の侵害

(1) 閣議決定、立法行為の違憲・違法性

本件の新安保法制法については、違憲であることが憲法の文言上も、歴史的文脈からも、多くの専門家の目からも一見して極めて明白であり、しかもそのことが、国会議員に対し明らかに指摘されていたにもかかわらず、国会があえて違憲の立法を行ったことについては、原告が訴状、準備書面等で主張してきたとおりである。

すなわち、本件新安保法制法は、集団的自衛権の承認を内容とする。集団的自衛権とは、他国が攻撃された際、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することを内容とするものである。

憲法9条は、2項で戦力の不保持を規定している。他国防衛のための実力をもつことを「戦力」の例外とする憲法上の根拠規定はないのであり、集団的自衛権行使が憲法の文言上違憲であることは明らかである。

また、日本政府は、昭和29年の自衛隊創設以来、集団的自衛権は認められないという確立された憲法9条解釈をとってきた。しかし、本件新安保法制法は、歴史的文脈の中で確立されてきた憲法解釈を覆して集団的自衛権を認めようとするものであり、違憲であることは明確である。

さらに、本件新安保法制法の制定過程においては、安倍晋三内閣は、内閣提出法案を立法技術の面から支え、法案の憲法適合性について助言する部局である内閣法制局長官について、唐突に法制局勤務経験のない外交官を充て、

その上で、従来の憲法9条の政府解釈を覆して集団的自衛権を容認するという26・7閣議決定を行った。これは、集団的自衛権が歴代の内閣法制局長官、最高裁判所裁判官経験者、憲法審査会で参考人となった三人の憲法学者を始めとする多くの憲法研究者等の専門家が違憲の指摘を行っており、新安保法制法の違憲性は、一見して極めて明白であった。

新安保法制法の国会審議過程においては、法案の違憲が指摘され、国会前には、学生を始めとした多くの市民が集まり、法案の違憲性が主張された。しかし、国会は、違憲であることが一見して明白である新安保法制法を強引に可決成立させるという立法経過を辿ったのである。

これは、公務員は憲法にしたがって行動することへの国民の信頼を根底から覆し、国民の安定した立憲民主政に生きる権利ないし利益を侵害しているのであり、国会議員の立法行為自体が、国家賠償法1条1項の規定の適用上、違法となる。

(2) 立憲民主政のプロセスの回復の必要性

安定した立憲民主政に生きる権利が侵害されるとき、気を付けなければならないのは、国民の基本的人権の行使に萎縮効果が生じてしまうことである。立憲民主政のプロセス自体に大きな傷がつけられているのであるから、裁判所は、積極的に実体判断をおこなって、違憲性を除去すべきである。

(3) 原告らの精神的損害の発生

原告らは、日本国長野県に在住し、憲法に定める平和主義の実現を心から望む市民であるが、原告らは、今回の新安保法制法案の閣議決定、国会提出と国会による決議によって、安定した立憲民主政に生きる権利を侵害された。

原告らは、このことによって、長期にわたって確認されてきた憲法秩序が、違憲の立法行為により簡単に変更され、憲法によって基本的人権の保障を図るという人権保障の前提が崩れてしまうという精神的苦痛を受けたのであ

り、当該精神的苦痛について、当然に損害賠償が認められるべきである。

以 上